社会福祉法人城里町社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

平成29年4月1日 城社協規程第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人城里町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款 第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

- 第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したとき、あるいは、本会の業務に係わったときには、別表1により費用を弁償する。ただし、行政からの選出委員については、これを支給しないものとする。
- 2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(旅費)

- 第3条 評議員が会務のため町外に旅行するときは、その旅行について、城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年2月1日条例第38号)を準用して、費用弁償としての旅費を支給する。ただし、行政からの選出委員については、これを支給しないものとする。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額は町副町長に相当する職の受ける旅費に相当する額を支給する。
- 第4条 旅費の支給期日、支給方法は、城里町一般職の職員の旅費支給の例によるものと する。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

別表1 費用弁償の額

日額 2,000円

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。